

仕 様 書

1. 件 名

給水機設置によるマイボトルの普及促進事業に係る給水機及び保守管理等について

2. 設置場所

- (1) 豊中市役所第二庁舎 : 豊中市中桜塚3丁目1番1号
- (2) 千里コラボ : 豊中市新千里東町1丁目2番2号
- (3) 庄内出張所 : 豊中市庄内幸町5丁目8番1号
- (4) 中央公民館 : 豊中市曾根東町3丁目7番3号
- (5) 蛍池公民館 : 豊中市蛍池中町3丁目2番1-501号
- (6) 環境事業所 : 豊中市走井2丁目5番5号

3. 設置台数

各施設1台(計6台)

4. 賃貸借及び保守管理期間

令和3年6月1日～令和8年3月31日まで

5. 給水機の仕様に関する要件

- (1) プラスチックごみ及び温室効果ガス削減の観点から、環境負荷の少ない水道直結式のものであること。
- (2) ボトルに衛生的な給水が可能なものであること。
- (3) 常温水および冷水(概ね10℃以下)を容易に切り替えて給水できること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症感染防止のため、給水機側の抽出口とボトルが直接接触しにくい等の対策を講じること。

(例示)

* 抽出口を二重構造にする。

* 給水時にボトルを直接押し付けることにより、機器に直接的に手指が触れずに給水が可能機種である。

- (5) 給水機の利用状況を把握するため、メーター等の設置をすること。

6. 給水機の設置及び撤去に関する要件

- (1) 給水機を設置する位置については、事前に現地確認を行い、適切な設置場所の検討を行うこと。
- (2) 給水機の搬入及び設置に関しては、市と綿密な事前打ち合わせを行うこと。
- (3) 給水機の設置に関しては、履行場所にて職員の指示に従うこと。
- (4) 機器に接続する給水管、排水管、電源等は市が指定した場所にある既存設備に接続を行うこと。
- (5) 設置時に発生した不要物は速やかに回収し、適法かつ安全に廃棄すること。
- (6) 賃貸借期間満了時には、速やかに機器一式の撤去を行い、給水機設置前の状態に復帰させること。
- (7) 上記、(1) から (6) の作業に必要な費用は全て賃貸人の負担で行うこと。

7. 給水機の保守管理に関する要件

- (1) 賃貸借期間中、機器が適切に稼働するよう必要な保守点検を半年に一回以上定期的に行うこと。
- (2) 給水機の不具合全般に対して、迅速に復旧できる体制を確保すること。
- (3) 給水機に不具合が生じた際は、これらを直ちに回復させるよう保守業務を行うこと。
- (4) 上記の点検及び保守業務完了後、速やかに報告書を市に提出すること。

8. その他特記事項

- (1) 給水機の設置及び保守管理に必要な費用は全て賃貸人の負担で行うこと。
- (2) 給水機の使用による電気代及び水道代は市の負担とする。
- (3) 本業務を行うにあたっては、関係する法令を遵守すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、別途市と協議の上履行すること。

以 上